

○ 病床機能再編支援給付金について

- 地域医療構想の実現に向けた取組の支援を目的とし、医療機関が病床削減や再編統合を行う場合に給付金を支給するもの(財源:地域医療介護総合確保基金(国負担10/10))
- 給付金の受給にあたっては、医療機関が行う病床削減や再編統合が、地域医療構想の実現に資するものであるか、地域医療構想調整会議における議論及び医療審議会における意見聴取を行う必要があること
- なお、医療機関が行う病床削減や再編統合は、令和8年3月31日までに完了するものに限ること

● 平舘クリニック

	許可病床							稼働病床										
	対象3区分					回復期	休棟等	対象3区分					回復期	休棟等				
	A	B	高度急性期	急性期	慢性期			C	D	E	a	b			高度急性期	急性期	慢性期	c
①平成30年度病床機能報告	19	19	0	19	0	0	0	19	19	0	19	0	0	0	0	0	0	0
②再編後の病床数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
① - ②	▲ 19	▲ 19	0	▲ 19	0	0	0	▲ 19	▲ 19	0	▲ 19	0	0	0	0	0	0	0
病床再編の年度内訳																		
令和2年度	0	0						0	0									
令和3年度	0	0						0	0									
令和4年度	0	0						0	0									
令和5年度	0	0						0	0									
令和6年度	▲ 19	▲ 19		▲ 19				▲ 19	▲ 19		▲ 19							
令和7年度	0	0						0	0									
計	▲ 19	▲ 19	0	▲ 19	0	0	0	▲ 19	▲ 19	0	▲ 19	0	0	0	0	0	0	0

地域医療構想の実現に向け必要な病床削減である説明

盛岡構想区域は、岩手県地域医療構想の令和7年度における必要病床数と、令和4年度病床機能報告の病床機能を比較した場合、急性期病床が過剰な状況であり、盛岡構想区域の病床機能の適正化のため、当診療所の急性期病床を削減しようとするもの。

支給決定となった場合、令和6年度に削減及び支給を行うもの

【参考】 赤坂病院

	許可病床							稼働病床						
	対象3区分					回復期	休棟等	対象3区分					回復期	休棟等
	A	B	高度急性期 C	急性期 D	慢性期 E			a	b	高度急性期 c	急性期 d	慢性期 e		
①再編前の病床数	52	52		52				27	27		27			
②再編後の病床数	20	20		20				20	20		20			
① - ②	▲ 32	▲ 32	0	▲ 32	0	0	0	▲ 7	▲ 7	0	▲ 7	0	0	0
病床再編の年度内訳														
令和2年度	0	0						0	0					
令和3年度	0	0						0	0					
令和4年度	▲ 32	▲ 32		▲ 32				▲ 7	▲ 7		▲ 7			
令和5年度	0	0						0	0					
令和6年度	令和4年度中削減→令和5年度中の削減に変更(※)													
令和7年度	0	0						0	0					
計	▲ 32	▲ 32	0	▲ 32	0	0	0	▲ 7	▲ 7	0	▲ 7	0	0	0
地域医療構想の実現 に向け必要な病床削 減である説明	盛岡構想区域は、岩手県地域医療構想における2025年（令和7年度）の必要病床数と、令和2年度病床機能報告の許可病床数を比較した場合、急性期病床が過剰な状況であり、盛岡構想区域の病床数の適正化のため、当病院の急性期を削減しようとするもの。													

※ 変更の経緯

- 病床削減は令和4年1月26日の盛岡地域医療構想調整会議で議論済みであること。
- 当初は、令和4年度中の病床削減のみを計画していたところ、病院建屋に耐震上の課題が判明し、新築を含めた検討が必要となったこと。
- 今般、耐震上の課題への対応の方針がまとまったことから、令和5年度中の病床削減を行うこととしたもの。